

新旧対照表（高知県養育費確保支援事業費補助金交付要綱）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県養育費確保支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に、必要書類を添えて、第3条第1号及び第2号にあつては、公正証書又は調停調書等を作成した日（令和7年4月1日以降に限る。）、同条第3号にあつては、裁判所に養育費強制執行の申立てが受理された日（令和7年4月1日以降に限る。）の属する年度内に知事に提出しなければならない。</p> <p>2 申請を受理した日が、当該年度の3月1日以降であるときは、翌年度の当該事業の予算措置がされた場合に限るとの条件を付して、翌年度に申請されたものとして受理することができる。</p> <p>第6条～第14条 （略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月2日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>	<p style="text-align: center;">高知県養育費確保支援事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式に、必要書類を添えて、第3条第1号及び第2号にあつては、公正証書又は調停調書等を作成した日（令和6年4月1日以降に限る。）、同条第3号にあつては、裁判所に養育費強制執行の申立てが受理された日（令和6年4月1日以降に限る。）の属する年度内に知事に提出しなければならない。</p> <p>2 申請を受理した日が、当該年度の3月1日以降であるときは、翌年度の当該事業の予算措置がされた場合に限るとの条件を付して、翌年度に申請されたものとして受理することができる。</p> <p>第6条～第14条 （略）</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この要綱は、令和6年4月2日から施行し、同月1日から適用する。</p> <p>2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第11条及び第12条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p>

新	旧
<p data-bbox="120 264 215 296"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="152 312 766 344"><u>この要綱は、令和7年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="94 408 913 440">別表第1（第4条関係）～第5号様式（第13条関係）（略）</p>	<p data-bbox="1133 408 1953 440">別表第1（第4条関係）～第5号様式（第13条関係）（略）</p>